

こども・若者

こども・若者一人ひとりが、自立した個人として、
ひとしく豊かな人間性及び社会性を身につけて、
健やかに成長することができ、ひとしくその権利が擁護され、
それぞれが思う幸せな状態で生活しているまち





主な取組

1 こども・若者の権利を保障し、安心して生活できる環境を整備します

こども・若者を権利の主体として尊重し、家庭、学校、地域等において、自由に意見を表すことができる機会を確保します。

警察、地域等の関係機関との連携・協力の強化を図り、犯罪被害や事故・災害からこども・若者の安全を確保します。

2 こども・若者・子育て当事者の状況に応じた必要な支援を切れ目なく行います

こども・若者が健やかに成長することができ、子育て当事者が子育てに伴う喜びや幸せを実感することができるよう、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、その後の成長過程に至るまで、ライフステージに応じた切れ目のない情報提供や相談支援を行い、かつ、ニーズに即した支援を行います。